

Q2

アルバイトは有給休暇がないのですか？

会社は労働者に、働いた月の数に応じて有給休暇(有休)を与えなければなりません。有休は **6か月間続けて働き、働くと決められていた日数の8割以上出勤した労働者の権利**です。

正社員のみならず、アルバイトやパートタイム労働者も、上記の条件に当てはまれば、1週間単位で働いている「日数」または「時間」に応じて有休が与えられます。自分にどれくらい有休があるか、下の表を見てみましょう。

●週30時間以上、または週5日以上働く人

働いた年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
有休の日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

例) フルタイム勤務で2年6か月続けて働いた場合 → 有休の権利が12日ありますが、その前年に11日の権利を得ているため、仮に有休を1日も使っていなければ、23日分の有休の権利があります。

●週30時間未満かつ週4日以下働く人

	1週間で 働いた日数	1年間で 働いた日数	働いた年数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月
有休 の日数	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

例) 週3日勤務で4年6か月続けて働いた場合 → 有休の権利が9日ありますが、その前年に8日の権利を得ているため、仮に前年に有休を5日使っていれば、12日分の有休の権利があります。

【action】

- 自分が今まで働いてきた期間や、1週間に働く日数または時間から、自分の有休が何日あるか調べてみましょう。分からない場合は、会社に問い合わせましょう。
- 就業規則等で有休についての決まりを確認しましょう。もし、就業規則等がなかったり、内容が分かりにくかったら、会社に確認しましょう。

..... 最後の確認！

- 今の仕事を6か月以上続けていて、8割以上出勤している**
- 上の表で、自分に何日の有休があるか確認した**

(週__時間 / __日) で (__年__か月) 続けて働いた → (__日)の有休



働き方の種類について

正社員

- ▶ 期間の定めのない労働契約のもとで、会社の中で中心的な業務を担当する労働者

【特徴】

- ・定年までの長期的な雇用契約が前提になる
- ・会社内で昇進・昇格のために体系的な教育訓練を受けることが多い
- ・定期昇給が行われたり、ボーナス・退職金が支払われたりする場合が多い

パートタイム労働者

- ▶ 1週間に働くよう決められた労働時間が、同じ会社で働く正社員に比べて短い労働者

契約社員

- ▶ 特定の業務を担当する、働く期間を決めて契約する労働者

アルバイト

- ▶ 本業とは別に、収入を得るため一時的・季節的に働く労働者

派遣労働者

- ▶ 以下の要件を満たす労働者

- (1) 人材派遣会社（派遣元）と労働契約を結んでいる
- (2) 派遣元と派遣先との「労働者派遣契約」に基づいて、派遣元から派遣先に派遣されている
- (3) 派遣先の指揮命令を受けて働いている

